

第5回教育委員会会議

1 日時 令和3年3月23日 火曜日 午後4時～午後5時30分

2 場所 大阪市教育センター5階 講義室

3 出席者

山本 晋次	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員
大竹 伸一	委員
栗林 澄夫	委員（ウェブ会議の方法により参加）
多田 勝哉	教育次長
山口 照美	生野区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
金谷 一郎	顧問
川阪 明	総務部長
渡瀬 剛行	指導部長
藤巻 幸嗣	教務部長
忍 康彦	学校環境整備担当部長
村川 智和	総務課長
橋本 洋佑	連絡調整担当課長
山崎 真由美	総務課長代理
本 教宏	教職員人事担当課長
松井 良浩	教職員サービス・監察担当課長
弘元 介	初等・中学校教育担当課長
福山 英利	首席指導主事
川本 祥生	政策推進担当部長

松浦 令 教育政策課長
有上 裕美 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に大竹委員を指名
- (3) 案件

議案第 26 号	生野区の就学制度の改善の方針について
議案第 27 号	大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則案
議案第 28 号	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する 第三者委員会委員の委嘱について
議案第 29 号	大阪市いじめ対策基本方針の改正について
議案第 30 号	学校園における始業日・終業日等の運用について
議案第 31 号	令和 3 年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト採用者 の決定について
議案第 32 号	職員の人事について
議案第 33 号	大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則案
議案第 34 号	職員の人事について
議案第 35 号	職員の人事について
議案第 36 号	職員の人事について
議案第 37 号	職員の人事について
議案第 38 号	職員の人事について
報告第 5 号	令和 3 年度全国学力・学習状況調査について

なお、議案第31号及び第33号から第38号については会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、議案第32号については会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第 26 号「生野区の就学制度の改善の方針について」を上程。

山口生野区担当教育次長からの説明要旨は次のとおりである。

生野区では平成 27 年 4 月より東側エリアの中学校の学校選択制、並びに全区域での小中学校における指定校変更基準を導入し、平成 31 年 4 月より東側エリアの小学校の学校選択制を導入した。西側エリアについては学校適正配置、学校再編を最優先課題と捉え、学校選択制の拡充は学校再編の進捗を踏まえつつ、平成 31 年度以降に取り組むこととしていた。これまで委員の皆様には西側エリアの学校適正配置について審議・助言を頂きながら取り組みを進めてきたが、学校再編の取り組みが進捗し、通学区域や学校配置等、生野区の教育環境の絵姿が整ってきたこと、また未就学児の保護者の方から制度導入についての要望も頂いてきたことから、教育活動など学校の特色で入学する学校を希望できる機会を提供し、学校環境を活性化し、教育力の向上を図るため、西側エリアも学校選択制の対象とし区内全域を対象とした自由選択性を導入していきたい。現行の小中学校における区独自の指定校変更基準については、今回、区内全域での学校選択制の導入に伴い、実施しないこととする。

改正時期については令和 4 年 4 月からとしている。改正理由については、冒頭説明した通りとなっている。なお今回の改正にあたり、区内の校長会での説明を行ってきた。また保護者・地域住民等の参画のための会議や説明会を開催する準備をしてきたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止観点から中止し、代わるものとして、会議委員の方への資料送付による意見聴取や、説明資料、並びに説明動画を区役所ホームページに掲載の上、広く意見募集を行ってきた。

主な意見としては、「指定校変更には条件が伴うが、条件に該当せず困っている方も自由に学校選択できるよう、学校選択制にしておくべき」といった意見や、「学校選択制については納得できるが学校再編により通学距離が長くなるため、選択できる学校は限られるのではないか」といった意見もあった。生野区としては学校選択制の趣旨である子どもや保護者の学校選択の機会を等しく提供するため、今回提案させて頂いた。

なお義務教育学校の新設に伴い、「大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する規則」の改正が必要となるが、別途改めて議案を上程する予定である。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第 27 号「大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則案」を上程。

忍学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は本教育委員会会議の承認を得て本 2 月 25 日の大阪市会において可決、令和 4 年 4 月に開校することとなった学校のうち、生野区の田島南小学校について田島中学校と施設一体型小中一貫校となることに伴い、一貫校としての通称名を定めるというものである。田島南小学校と田島中学校の小中一貫校の通称を田島南小中一貫校としたいと考えている。また施行期日は令和 4 年 4 月 1 日としたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第 28 号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について」、および議案第 29 号「大阪市いじめ対策基本方針の改正について」を一括して上程。

川阪総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

まず議案第 28 号の第三者委員会委員の委嘱について説明する。昨年 9 月 15 日の総合教育会議において、いじめ重大事態事案への対応について議論頂き、第三者委員会の常設化の方向性が示されたことを受け、令和 3 年 4 月 1 日からの運用開始に向け、事務局にて委員の人選を進めてきたが、この度、内諾を得られたことから教育委員会より 16 名の委員を委嘱する。弁護士については大阪弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会からの推薦により 8 名の方に委嘱する。次に臨床心理士については、大阪府臨床心理士会、日本臨床心理士会からの推薦により 3 名の方、また過去の実績を鑑み 1 名の方の合計 4 名の方に委嘱する。教育専門家については特別支援教育を専門とされる桃山学院教育大学の石塚謙二教授、保育学を専門とされ他都市における子どもに関わる相談業務に従事されていた経験を有される大阪大谷大学の井上寿美教授、教育原理を専門とされている滋賀短期大学の笹倉千佳弘教授、教育制度論を専門とされている神戸大学の山下晃一准教授の 4 名の方に委嘱する。

委嘱する期間は「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則」第 3 条第 1 項により、令和 3 年 4 月 1 日から 2 年とする。ただし、委員一覧における備考欄に部会表記がある委員においては、既に大阪市立学校におけるいじめ重大事態事案にかかる調査部会の委員であることから、その委嘱期間の始期から 2 年となる。

委嘱内容については、疑いを含むいじめ重大事態事案が発生した直後に実施する初動調査を含めた事実関係の調査、学校及び教育委員会の対応の検証等にあたることとする。

続いて、議案第 29 号の大阪市いじめ対策基本方針の改正についてだが、改正理由としては、令和 3 年 4 月より常設とした第三者委員会が、事案発生直後の初動調査を担うこととすることから、関連する部分について改正を行うものである。

主な改正内容は、第三者委員会を常設の機関として明記することとする。事案発生後に教職員への聴き取りや学校及び教育委員会が保有する資料の確認により、事実関係を整理する初動調査を第三者委員会が実施すること。また、その調査を 2 週間以内に完了することを目指すこと。初動調査完了後に被害児童生徒及びその保護者に調査結果を提示し、関係児童生徒の聴き取りなどの詳細調査実施の意向を確認することを追記している。改正案の実施日は令和 3 年 4 月 1 日とする。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 第三者委員会が初動調査や詳細調査をする時に学校及び教育委員会はもちろん全ての協力要請に応じる。例外的に協力しない場合はその理由を明らかにして、第三者委員会は最終的に公表できるとなっていますが、これは公表するのはどこの学校でこういう事案が生じたけれど学校が調査に協力しない場合とか、教育委員会が協力しない場合もあるという前提で、拒否された場合、その理由と共に拒否されたことを公表するという趣旨ですか。公表する内容までということですか。

【橋本連絡調整課長】 協力要請が拒否されたことを公表するということなのですが、拒否されましたということ自体を公表するということの認識でした。

【森末委員】 そうすると、どこの学校が拒否しましたとこういうことを公表する。あるいは、教育委員会が拒否しましたとこういうことを公表する、こういう趣旨ですね。

【橋本連絡調整課長】 あるいは明らかにして。

【森末委員】 そうですか。わかりました。何か変な感じですね。

【川阪総務部長】 学校名は公表しません。

【森末委員】 学校名は公表しないのですね。では、具体的にどんな公表を考えておられるのですか。よくわかりません。協力しないということが無いに越したことはないですけれど。

【山崎総務課長代理】 基本的に拒否しますと、処分ということもあるということ。

何かしら保護者の個人情報なりでどうしても言えないことがあるとするならば拒否ということも考えられますけども、基本的には無いものと考えております。

【森末委員】 あり得るとして書かれているのですよね。公表は何をするかとお聞きしているので端的に答えていただけますか。どこの学校名も出さないのでしょうか。そうすると公表しますよ、公表できるとなっていて、拒否ということがありうるということで書かれているのですよね。何を公表するのですか。そうすると何も公表できないじゃないですか。学校が拒否しました。それだけでは何の件なのかわからないのではないかと、ということをお聞きしているだけなのです。

【橋本連絡調整課長】 当初策定時に例外的に協力しない場合ということで可能性は低いかもしれないですけど、一定、例えばこういう場合あるということ想定しながら恐らく作ったのだと思うのですけれど、申し訳ありませんが、策定時の経過のところもう一度調べさせていただいて、またご報告させていただきたいと思っております。

【森末委員】 そうすると、今回の一番大事なところですね。初動を常設の委員の方から選んで第三者委員会をお願いする。だから時間短縮もできるし、フットワーク軽く動いていただくというこれですね。その結果を、次に児童及びその保護者にまず初動調査の結果と報告、提示をするということですね。この調査結果についてはもちろん教育委員会も受けるわけですよね。

【橋本連絡調整課長】 はい。

【森末委員】 それは公表するとかそういうことはあるのですか。

【橋本連絡調整課長】 いえ、ここでは公表は考えておりません。

【森末委員】 ただ資料としては残しておくということですね。仮にそれについて情報公開請求がでたらどうされるのですか。プライバシーで切りますか。

【橋本連絡調整課長】 内容に応じてだと思います。調査報告というのは決まった様式を今回は考えていませんけれど、事案に応じてその時点で押さえられる客観的な内容を中心で考えておりますが、その内容に何が含まれているかということで、公開できる部分できない部分がありますので、それぞれ非公開、部分公開になるかと思っております。また相手方のことにも応じてということでさせていただきたいと思っております。

【森末委員】 わかりました。その初動の調査結果がでました。それを児童の方と被害側ですね、保護者の方に提示しますよと、ここで分かりますよね。これからさらに調査をやってほしいとか、これでいいですという場合もあり得る。ここで枝分かれするわけで

すよね。今度は詳細調査をしてほしいと保護者の方、あるいは児童の方から言われた場合は詳細調査に行くよと。その時に先程の調査結果というのはどう利用するのかということについて、「引き継ぐ」と書いてあるのですけれど、これは、その事実を前提としてするのか、それについてあるものとして更に事実調査するのか、その辺りどうですか。

【橋本連絡調整課長】 文字通り、引継ぐということを考えておりまして、これは同じことをやってはいけないということではなく、必要に応じて詳細調査ですのもう1回確認しないとイケないとなれば確認も含めてということだと思います。

【森末委員】 そうすると、もちろん初動調査の結果というのは、基礎として使うことが多いでしょうけれど、それを否定して詳細調査でここちょっとおかしいねということもありえるということですね。次に部会委員の人選については、被害生徒の方、あるいは保護者の方と協議して了解を得ますよとありますが、これがずっと了解を得られなかったらどうなるのですか。詳細調査に入らないということですか。

【橋本連絡調整課長】 この辺りは相手方のある話ですので、被害側の思いを尊重しつつやはり第三者性という所でこれはもう中にあるのですが、外部性独立性を基準としての人選も書かれてありますし、ここではないのですが第三者委員会の規則という所の除籍事由ということで、例えば、親族であるとか利害関係者のような場合は妨げるべき事情があると認めるときということで除籍ということではいけないということもあります。この相手方がどのようなことで言ってこられるかということとこれはしっかりと思いを尊重しつつどうしても委嘱できないという方には理解を得ていくということの中で人選を進めていかなければならないと思っています。

【森末委員】 ただ保護者の方が人選について了解されないとなるとちょっとそれは詳細調査の開始が延びてしまうという結果になる。それはしょうがないですね。それから、加害児童生徒等の転校の意思確認というところがありまして、これは昔のものなので読んでいてわからなかったのですけれど、いじめの事案が確認されて、加害児童生徒が被害児童生徒と同じ学校に在籍する場合、大概多いですね。被害児童生徒の保護者がこれを忌避する意向を示した時は、教育委員会は加害児童生徒・保護者に転校の意思の有無を確認するとなっていますね。被害児童生徒・保護者がこれを忌避する意向というのがちょっと何なのかわからないのです。転校してくださいとあって、忌避するってことなのか、わかれば教えてください。

【橋本連絡調整課長】 これは同じ学校に在籍する場合とありますので、このまま

同じ学校に通うのが嫌だということを行った場合ということで忌避する場合、忌避する意向というのはそういうことです。ここではまずは加害の方に先に声を掛けることを示しているということで、これまで被害の方が転校する事例が多かったということに対して、まず加害の方に声を掛けるという内容になっております。

【森末委員】 ただこれそういう意味でしたらね、「これを忌避する」というのが同じ学校で勉強していくのを嫌がるという意味ですよ。これを忌避するという意味であると、このままでいくと加害生徒を忌避するとそんな風に読めるので表現を考えた方がいいですね。だから、このまま同じ学校に通うことについて、否定的な意向を示したら、ということですよ。「忌避」になると何を「忌避」してこの人が嫌だから、加害生徒が嫌だとしたら加害生徒が嫌だと、これは今回関係ないですけど、読んでいてわからなかったので文言修正をお願いしたいと思います。次には必ずお願いします。

【平井委員】 二次被害だけには留意してほしいと思います。全校体制での指導展開を宜しくお願い致します。

議案第 28 号について、採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第 29 号について、裁決の結果、委員全員異議なく、原案について一部修正を加えたうえで可決。

議案第 30 号「学校園における始業日・終業日等の運用について」を上程。

渡瀬指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

まず、始業日・終業日等の設定についてであるが、国においては学校教育法施行令により、公立学校の学期並びに夏季・冬季等における休業日については、設置者である教育委員会が定めることとされている。本市においては、学校管理規則により、校園長が教育委員会の承認を受けて休業日を設定することを可能としている。始業日並びに終業日（修了日）の設定に関しては、特段の定めはないが、休業期間最終日の翌日並びに休業期間開始日の前日に設定することが一般的となっている。

次に、これまでの経過についてであるが、区担当教育次長会議実務部会より、必要な授業時数を確保できていることを前提に、現場に近いところで、修了・終業式を前日午後に行うことや前日に修了・終業した場合、修了・終業日は休業日にするなど、各学校長が柔軟に運用を決定できる仕組みを構築するよう提案があったことから、検討を開始した。令

和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための長期の臨時休業措置が取られたが、各校園においては、週あたりの授業時数等を調整するなどして、授業時数等の確保に努めたところである。来年度においても、引き続き新型コロナウイルスの影響が生じることが予想され、また仮に新型コロナウイルスが収束したとしても、今後、校園長が各校園の実情に応じて、柔軟に学校園運営をマネジメントできるようにする必要があると考えている。また、昨今の働き方改革推進の観点から、年間を通しての教育活動のための時間確保には最大限考慮しつつ、曆に応じた柔軟な休業日の設定等、より効率的・効果的な学校園運営を行うことができるようにすることも重要である。これらを踏まえて、各学期の始業日・終業日（修了日）の運用について、校園長の裁量権拡大の観点から、教育課程編成上必要な授業時間数等を確保することを前提に、校園長の判断により、次の通り柔軟に行うことができることを考えている。

次に、新たな運用ルールについてであるが、1つ目として長期休業期間について、現状の規則で定めているものを基準として、校園長の裁量により期間を変更できることとする。ただし、終業日（修了日）の前倒しや始業日の後ろ倒しを行う場合については、それぞれの休業期間の前後1日までの範囲での変更とする。

2つ目として、運用については各校園での範囲となるが、各校園調整のうえ、区単位又はブロック単位でまとまって変更することも可とする。

3つ目として、終業日（修了日）を1日前倒しする際は、給食実施後、午後に終業式（修了式）、もしくは授業を行うこととし、始業日を1日後ろ倒しする際は、給食実施後、午後にも授業を行うこととする。

運用開始時期については、令和3年7月より運用できることとする。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 始業日・終業日の前後1日までの範囲で変更可能ということですね。区単位、もしくはブロック単位で変更することも可能ということですよ。例えば、細かい話になるのですが、親子給食とかで小学校が終わって翌日に中学校があるとかとなった場合は、給食ですよとか単独でお弁当を持たせる、そんな形になるのですか。小学校と必ずセットとかそんな感じですか。

【福山首席指導主事】 給食というのは非常に重要な要素でございます。前後1日に限ったのはこの給食の関係もあり、通常終業式は午前中に登校して午前中だけで帰ります。

でもそれを前日の午後に実施するというので、元々の終業式の日を元々給食のない日なのでそれを休みにする。ですから、前日は、給食は行いますので、給食の喫食数は変わりません。

【異委員】 あとこの前後1日というのがいつくらいに決定するのですか。大体初日に学期の予定とか子どもの春休み・夏休みの予定というのは結構親にとって重要なことだと思います。

【福山首席指導主事】 やはり運用開始を7月からにしたのもその辺のこともありました。実際には4月からやろうと思えばできるのですが、もうすでに目前になっておりますので、今から日を変えるのは保護者も混乱すると思いますので、最短が7月から、できるだけ4月5月の早い内に学校で決めていただいて保護者に周知頂くということで、次年度はできるだけ早めに学校に決めて頂いて、前年度の内に周知頂くという風に考えております。

【異委員】 ありがとうございます。

【大竹委員】 この件は、元々の発端が区の教育担当次長から前後1日という要望が出てきて、実務部会もそれくらいの日時で良いと理解されているのですか。もう少しこれを例えばカリキュラムを色々変えてここに書いてありますように必要な授業時数を確保して1日ではなくて、2日、3日前とか後とかそういうような要望はなくて、この1日ということで元々の実務部会から要望が出てきているかどうかだけ確認をしたいのですが、いかがでしょうか。

【渡瀬指導部長】 元々区担当教育次長からご提案頂いたのは先程申しました通り、午前中出てきて式だけをして帰るといのは無駄だろうと、それならば、前日の午後にすればその日は丸々休みにできるのではないかとご提案でしたので、1日前倒しなり後ろ倒しのご意見を伺っておりまして、それを2日、3日というご意見は伺っておりません。

【大竹委員】 それで年間授業時間数をトータルすると、例えば学校によって授業変更したりとか、行事の関係で色んな動きがあると思うのですが。特に科目で単位数が少ない、授業時間が少ない、この消化不良を聞いた方がいいと思うのですね。1日で結構なのですが、1日決まった例でもっと早い段階から授業時間の少ない科目が十分消化できているかどうか確認を取った上で進められた方がいいのではないのでしょうか。というのは高校入試がありますから公正公平という観点から問われるのですね。各学校とか各ブロックの1日となったらわかるのですけれど、授業時間が足りなかった、消化不良だった、それが

高校入試に影響して公正公平はどうなのっていったときの検討も宜しくお願い致します。

【森末委員】 休業期間前後1日までの範囲で変更するというので、ただ夏季休暇でいきますと7月21日から8月24日までなのですが、これを7月20日から休みにしますと終わりは24日のままでいいのですね。それを23日にするのですか。

【福山首席指導主事】 夏季休業期間自体は変えません。これは規則で決めているものです。その1日前倒ししますと各学校が定める休業日となりますので、夏休み期間や冬休み期間は元のままでございます。

【森末委員】 そうすると、今の例でいきますと、実質7月20日から休むけれども、夏季休業日は7月21日から8月24日までになりますから、実質休みが1日増えましたということでもいいのですよね。

【福山首席指導主事】 そういうことです。

【森末委員】 やっぱり今回は前後1日までとなっているけれど、もちろん学校の給食の関係とかあるのですけれど、調整がつくのであれば2日とかいうことはあり得るのかなとは考えたのですけれど、でも今おっしゃっているようにずれるのではなくて単に休業が増えるだけなので、カリキュラム上しんどいというのが理由ですか。

【福山首席指導主事】 学校教育ですので、安定した教育活動を保証するという観点から、あまり学校によって著しく授業日が異なるっていうのもどうかということで、ある程度限定的な運用と考えております。

【森末委員】 はい、わかりました。

【山本教育長】 授業を保証しないとイケませんので、授業時数は変えません。裁量だけ与えたら、当該の暦によって夏休みから早めに入ろうとか全体で議論してもいいのですが、個別でも捉えるようにできるようにしておくということですね。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第5号「令和3年度全国学力・学習状況調査について」を上程。

渡瀬指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

文部科学省が実施する令和3年度全国学力・学習状況調査について、文部科学省の実施要領等に沿って次の通り参加する。調査実施日は令和3年5月27日木曜日、調査対象は小学6年生で全286校、中学3年生で全130校である。令和3年4月1日に梅南津守小学

校と松之宮小学校を統合し、まっば小学校とし、中川小学校と御幸森小学校を統合し大池小学校とするため、令和2年度の予定より2校減少している。なお、平成31年に開校した水都国際中学校は令和3年度より対象校となる。令和2年度調査が新型コロナウイルスの影響により中止となったことから、令和3年度は本体調査に加えて、令和2年度に予定されていた経年変化分析調査がある。

これらについては、平成25年度、平成28年度に引き続き文部科学省が調査対象を抽出して実施する調査となっている。調査内容については国語、算数、数学、加えて中学校のみ英語があり、それぞれ1校につきいずれか1教科の実施となる。同様に保護者に対する調査がある。これらについても先程の抽出調査において実施対象となる学校の保護者を対象に実施する調査である。経年変化分析調査及び保護者に対する調査については今後3年に1度程度の実施を予定していると聞いている。

質疑の概要は次のとおりである。

【栗林委員】 義務教育学校は小学校扱いで、初等教育については小学校として試験を受けることになるのでしょうか。それとも中学校属する高学年であれば中等教育として試験を受けるのでしょうか。前年それを受けないということであると差別意識の側面があるのではないかと感じてご質問しました。

【福山首席指導主事】 義務教育学校としてもそれぞれ小学校の校長先生が中学校の調査に参加頂くというように考えております。

【栗林委員】 そうですか、ありがとうございます。

【平井委員】 英語についてですが、指導要領の改訂や大学入試改革で大学入学共通テストひとつとっても、音声・文法・語法の出題を取りやめ、リーディングとリスニングだけにシフトしており、高校入試もここ数年、変容しているのが見てとれます。いずれにせよ、英語4技能を測る新テストという観点で傾向と対策をおさえた指導を考えておく必要があると思います。

【福山首席指導主事】 わかりました。

【異委員】 中学校3年生のチャレンジテストは別で、前にすくすくテストとおっしゃっていただけましたね。これは結局同一日になったのですか。

【弘元初等・中学校教育担当課長】 まだ今府の方で最終調整をしまして、実施は基本的に統一日となりますが、別日程での実施ができるかどうかというところを今検討、調

整しているところです。

【山本教育長】 それでは今出たご意見も参考にしながら、取組んでいきます。

議案第 31 号「令和 3 年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト採用者の決定について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和 3 年度教員採用選考テスト採用者については、合格者 881 名の内採用辞退の申し出があった 43 名を除き、838 名の採用を決定したいと考えている。

辞退される理由として、大阪市の他に、出身地の自治体を併願受験された方がどちらも合格され、出身地の自治体を選ぶことによるものが最も多い理由となっている。

近畿圏では、滋賀県を除く自治体が第 1 次選考筆答テストを同一日程で実施しているが、近畿圏以外の自治体であれば試験日程が重ならない場合もあり、大阪市と出身地の自治体とを併願することが可能となっている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第 32 号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は職員に対するセクシャルハラスメント行為等による懲戒処分に関する案件である。被疑処分者は小学校校長で、処分内容については、地方公務員法第 29 条による懲戒処分として停職 2 月とする。

当該校長は、部下である会計年度任用職員に私的な連絡を行うため学校に提出していた履歴書から連絡先を不正に入手し食事に誘い、令和 2 年 12 月 9 日大阪市の飲食店において関係職員の太ももを触るなどセクシャルハラスメント行為を行った。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 教員の個人情報保護についても、管理職を含めて周知徹底していかなければならないと思いますし、温度差が出ないようにシステム化した方がよいと思います。

【松井教職員服務・監察担当課長】 承知いたしました。

【森末委員】 教職員ですから、こういう行為をしている人を再任用しないといけな

いのかという議論はしないといけないと思います。

一般の、子供と関わりのないような職員と同じような基準ではいけないと個人的には思っていて、やはり個別の判断で再任用の申請が出てきてもだめだという場面もあって然るべき、もちろん生活もありますけどね。しかし再任用は再任用なのです。毎年、毎年任用するわけですからね。だからそうなると思えば必ずこれで再任用になりますというのはどうなのかなと思います。今後も考えていかないといけないと思っていますのでお願いします。

【異委員】 教職員がハラスメントなどで相談を受けている窓口とかはあるのでしょうか。

【松井教職員サービス・監察担当課長】 今回は校長ですけれど、一時的に学校内で校長に相談する。それとは別に、我々教育委員会事務局の方に相談窓口を設けていますし、外部にも相談窓口を設けておりますので、そちらにも相談できるようにしている。

【異委員】 共通認識で皆さんあるということですね。

【松井教職員サービス・監察担当課長】 そこは相談窓口の連絡先というのを職員に周知させて頂いております。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第 33 号「大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則案」を上程。

川阪総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

規則の一部改正案の説明に先立ち、令和 3 年 4 月 1 日付け人事異動の概要について説明する。まず 1 組織体制整備の概要として、新設・移管ポスト等についてである。

1 点目の教育 ICT の活用・推進、いじめ対策にかかる体制の強化であるが、子どもの安心・安全の実現や学力向上に向けて、局内に横串を刺して総合的かつ効果的な政策を推進し、整備するためである。まず ICT 推進担当部長、および政策推進担当部長のポストを統合し、新たに理事兼政策推進担当部長を設置する。そして、教育政策課に総務課から ICT 推進グループを移管し、更に指導部学力向上グループより学力向上施策の調査、企画部門を移管するなど教育政策課に ICT 活用および学力向上の企画推進部門を集約することとする。また教育センターには指導部学力向上グループより学力向上推進事業に関わる業務を移管することとする。また更に総務課にいじめ対策を担う連絡調整グループをおき、係長級ポストを新設することとする。以上のポストの新設・移管を行った上で理事兼政策推進

担当部長を筆頭とした教育政策課及び総務課連絡調整グループで構成する ICT 活用・政策推進室を設置し、教育委員会事務局のシンクタンク機能の強化やいじめ対策の強化を図っていきたい。

続いて、2点目、ICT 環境整備のハード面にかかる体制強化であるが、今年度導入した1人1台端末の保全やネットワークの構築と ICT の専門的な視点からの学校支援を充実させるため、学校運営支援センターに専門職である技術職員のポストを新設することとする。具体的に教育 ICT 基盤担当課長のポストを新設するほか現在事務職員の担当係長1名を技術職員に変更することとする。

次に、3点目、質の高い学校教育を推進するための体制整備であるが、指導部の業務支援体制を強化するものである。本年度より実施している業務体制での学校支援について、来年度は指導主事を更に18名導入し、指導主事一人当たりの担当校数を減らすことで、よりきめ細やかに注意深く丁寧な学校支援を実施できる体制を整備することとする。増員後は各ブロックとも担当部長以下14名体制となっている。

続いて、4点目、学校給食費無償化制度の構築であるが、令和4年度からの学校給食費無償化をめざし、制度の詳細設計や予算編成事務、事業者等各関係者との調整を行う係長級のポストを新設することとする。

次に5点目、市立高等学校の大阪府移管事務に伴う体制整備であるが、令和4年度からの大阪市立高等学校等の大阪府移管を円滑に進めるため、大阪府教育庁に常駐し、移管準備事務を担う指導主事ポストを新設することとする。

続いて、6点目、ICT 教員研修にかかる体制整備であるが、今年度に導入した1人1台端末等の学校現場での活用に向け教員研修や支援を行うため教育センターに首席指導主事のポストを新設することとする。

その他、7点目として、ポストの見直しに伴う廃止・新設について記載をしている。ポスト数については、昨年12月1日時点と比較して合計で14の増となっている。これを踏まえて、規則の改正を行っていく。大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について、改正の理由としては先程ご説明した令和3年4月1日付人事異動における課長以上のポスト整備に伴う規定整理、その他必要な規定整理を行うため規則を改正するものである。施行期日については令和3年4月1日となっている。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 ICTについて2021年がICT学校教育元年で謳っていますね。元年と謳っている以上、事業内容も含めてかなり仕事が膨れ上がっている可能性があると思うのですが、それも見据えた対応という理解でよろしいですか。

【川阪総務部長】 おっしゃるとおりです。

【森末委員】 教育ICT基盤担当課長は技術職員となっていますね。そうすると技術職員、内部の方を充てるというイメージですか。

【川阪総務部長】 あとでまたご説明致しますけれども、ICT推進室からきています。

【森末委員】 わかりました。こういう技術的なお仕事でしたら外部の人と交流するとか民間企業方に来てもらうとか公募するとかということもありえるのかなと思います。もちろん民間から来てもらって、その機材をまた入れるわけにもいかないのが難しいこともあるかもしれませんが、そんなことも考えた方がいいのかなと思っています。

もう一点、今度は高等学校の大阪府移管の事務局体制整備ということで大阪府の教育庁に常駐して移管事務、準備事務を行う指導主事のポストを新設。この内容としては指導主事の仕事なののでしょうか。事務的な仕事なので事務職なのかなと思ったのですが、これはどんなことをするのですか。

【村川総務課長】 特別支援学校を移管する時に行ったのですが、大阪市の学校でどのような教育をやって、どんな体制でやってきて、府立に移管するにあたって府の体制と市の体制の違い、それをきっちり整理した上で市の学校に伝えなければいけないことは伝えると、そういう役割を担う予定をしております。

【森末委員】 文化の違う学校同士の、インターフェイスを合わせるために教育についての知識・経験の深い指導主事がいた方がいいという判断ですね。

【村川総務課長】 円滑な府立学校への移管のための調整役という形になります。

【森末委員】 わかりました。

【平井委員】 ICTと英語の関連性ですね。CBTの導入も含めて、英語イノベーションの担当者が中心となってICTを活用した英語の個別最適化学習検討していった方がよいと思います。

【川阪総務部長】 検討します。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第 34 号「職員の人事について」から議案第 36 号「職員の人事について」を一括上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第 34 号は早期退職となる校園長の内、学校の管理運営責任者として責任を全うした功績に対して表彰するものである。被表彰者は波除小学校長他 2 名である。続いて、議案第 35 号の事務局の指導主事の人事異動、及び議案第 36 号の学校園の校園長等の人事異動についてであるが、まず事務局のポストについては先程の議案第 33 号における指導部の 4 ブロック化の体制強化による人員増等を踏まえている。次に学校園については中川小学校と御幸森小学校を統合し大池小学校を設置、梅南津守小学校と松之宮小学校を統合し、まつば小学校を設置することから校長および教頭のポストがそれぞれ減となり、合計 4 ポスト減となる。その他個々の学校現場における課題に対応するため新たに副校長 2 ポストの新設を予定している。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれの議案も原案どおり可決。

議案第 37 号「職員の人事について」および議案第 38 号「職員の人事について」を一括して上程。

川阪総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

まず一つ目の退職について、調書には令和 3 年 3 月 31 日付を持って退職する係長級以上の職員を記載しており総務部長の私川阪をはじめ全 11 名となっている。

続いて、人事異動内容について、教育委員会ポストへの新任者を中心に説明する。

まず局長級であるが、新設する理事兼政策推進担当部長には生涯学習部長兼市立図書館館長の三木信夫を昇任の上充てることとする。

続いて、部長級であるが、総務部長には政策推進担当部長の川本祥生を充てることとする。

次に教務部長には学校環境整備担当部長兼生野区役所こども未来担当部長の忍康彦を充てることとし、その後任として子ども青少年局子どもの貧困対策推進担当部長兼教育委員会事務局教育環境支援担当部長の上原進を充てることとする。

次に生涯学習部長兼市立中央図書館長には第 3 教育ブロック担当部長の飯田明子を充てることとし、その後任としては指導部学力向上支援担当課長の富山富士子を昇任の上充て

ることとする。指導部長には指導部首席指導主事の福山英利の昇任の上充てることとする。

次にインクルーシブ教育推進室長には指導部教育活動支援担当課長の樽本康隆を昇任の上充てることとする。次に学校運営支援センター所長には ICT 推進担当部長の江野一を充てることとする。

続いて、課長級ポストについて説明する。総務部 ICT 推進担当課長には総務部総務課長代理の山崎真由美を昇任の上充てることとする。

続いて、総務部学事課長につきましては総務部 ICT 推進担当課長の中野下豪紀を充てることとする。

次の教務部教職員サービス・監察担当課長においては人事室人事課長代理の上田慎一を昇任の上充てることとする。指導部教育活動支援担当課長には教務部教職員給与・厚生担当課長の窪田信也を充てることとし、その後任には教務部教職員サービス・監察担当課長の松井良浩を充てることとする。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれの議案も原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
